

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 54 号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則  
京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。  
別表通訳設備の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(総合企画局国際化推進室)